

おむつ代に係る医療費控除のための「確認書」の交付について

(令和6年以降の年分に係る申告)

川崎市では、厚生労働省と国税庁の通知に基づき、「所得税法上のおむつ代の医療費控除の確定申告を行う予定で、かつ一定の要件に該当する方」に対し、要介護認定に使用した主治医意見書の内容確認書類（以下、「確認書」といいます。）を交付しています。

交付された方は、医師が発行する「おむつ使用証明書」に代え、「確認書」によりおむつ代の医療費控除を受けることができます。「確認書」の交付を希望される方は、次の内容をご確認いただき、対象者の各区高齢・障害課にお申し出ください。

なお、要件に該当しない場合は交付することはできませんので御了承ください。

1 対象者（確認書による医療費控除が受けられる方）

所得税確定申告に際し、「確認書による医療費控除」の対象となる方は、次のア～ウすべての要件かつエ又はオに該当する方

- ア 介護保険の要介護認定を川崎市内のいずれかの区で受けていること。
- イ 「主治医意見書」に記録された障害高齢者の**日常生活自立度（寝たきり度）が B1、B2、C1、C2**のいずれかに該当すること。
- ウ 「主治医意見書」の「**失禁への対応**」として「**カテーテル使用**」又は「**尿失禁**」の**発生もしくは発生の可能性項目に記載があること**。
- エ おむつ代について医療費控除を受けるのが 1 年目の方

おむつを使用した当該年に受けていた要介護認定、又は当該認定を含む複数の要介護認定（有効期間が連続しているものに限る。）で、それらの有効期間（当該年以降のものに限る。）を合算して6か月以上となるものの審査に当たり作成された主治医意見書（当該複数の認定に係る全てのもの）にて、上記イ及びウが確認できること。

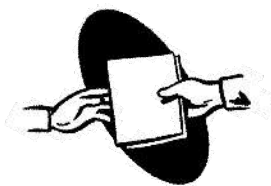
※上記の要件を満たす主治医意見書に係る要介護認定の有効期間（当該年以降のものに限る。）における使用に係るおむつ代のみ医療費控除の対象として認められます。

オ おむつ代について医療費控除を受けるのが 2 年目以降の方

おむつを使用した当該年に作成された主治医意見書にて、上記イ及びウが確認できること。

※当該年に主治医意見書が作成されていない場合は、当該年に現に受けていた要介護認定（有効期間が13ヶ月以上のものに限る。）の審査に当たり作成された主治医意見書にて確認します。

おむつを利用している方の介護保険被保険者証上の住所が川崎市以外の市町村の場合や、市外からの転入により前住所地の要介護認定をそのまま受けている場合など、川崎市が主治医意見書を保有していないことから、川崎市が確認書を交付することができない場合がありますので、あらかじめ御了承ください。



2 交付の申請

(1) 申請者は次のア～ウのいずれかの方となります。

ア おむつを利用しているご本人

イ おむつを利用している方と生計を一にしている世帯の方(ご家族)

ウ 成年後見人等

(2) 申請に必要な書類ア～イを用意します。

ア おむつを利用している方の被保険者番号が必要なため介護保険被保険者証

イ 申請者とおむつを利用している方が別の方の場合は、申請者の運転免許証などご本人確認ができる書類

(3) 必要な書類を持参し、おむつを利用している方の住所地を管轄する各区高齢・障害課へ申請してください。

3 医療費控除に関する注意点

確認書の交付が受けられない場合、次の要件にすべて該当する方については医師が作成した「おむつ使用証明書」等により、医療費控除を受けることができます。

(1) 所得税を課税(源泉徴収等)されている方、またはその方の生計を一にする親族(同居・別居を問いません)が大人用おむつを利用されていること。

(2) (1) の方の医療費(おむつ代を含む)が、健康保険や生命保険等で補填された金額を除き、年10万円を超過していること(所得が200万円までの方は、所得の合計額の5%を超えていること)。※使用した金額を証明するため医療費控除の明細書等が必要です。

(3) おむつを利用している方が医師の診断により、疾病によりおおむね6か月以上にわたり寝たきり状態にある、または、当該傷病について継続的な治療とおむつの使用が必要と認められること。

4 申請窓口・問い合わせ

区役所 高齢・障害課	住 所	電 話
川崎区役所 高齢・障害課 高齢者支援係	川崎区東田町 8	2 0 1 - 3 0 8 0
幸区役所 高齢・障害課 高齢者支援係	幸区戸手本町 1 - 1 1 - 1	5 5 6 - 6 6 1 9
中原区役所 高齢・障害課 高齢者支援係	中原区小杉町 3 - 2 4 5	7 4 4 - 3 2 1 7
高津区役所 高齢・障害課 高齢者支援係	高津区下作延 2 - 8 - 1	8 6 1 - 3 2 5 5
宮前区役所 高齢・障害課 高齢者支援係	宮前区宮前平 2 - 2 0 - 5	8 5 6 - 3 2 4 2
多摩区役所 高齢・障害課 高齢者支援係	多摩区登戸 1 7 7 5 - 1	9 3 5 - 3 2 6 6
麻生区役所 高齢・障害課 高齢者支援係	麻生区万福寺 1 - 5 - 1	9 6 5 - 5 1 4 8

医療費控除を受ける際の申告書の記入方法等については、税務署へお問い合わせください。